

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

本則による改正（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（軽油引取税の課税免除の特例）</p> <p>第十条の二の二 略</p> <p>2 ～ 10 略</p>	<p>附 則</p> <p>（軽油引取税の課税免除の特例）</p> <p>第十条の二の二 法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する政令で定める自動車は、道路運送車両法第四条の規定により登録を受けている同法第二条第二項に規定する自動車並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第一百四十四条第一項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車のうち同条第三項の規定により番号及び標識を付されたものとする。</p> <p>2 法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する通信の用に供する機械又は自動車に類するものとして政令で定めるものは、レーダー、射撃統制装置その他総務省令で定めるものとする。</p> <p>3 法附則第十二条の二の七第一項第三号に規定する政令で定める者は、専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者とする。</p> <p>4 法附則第十二条の二の七第一項第三号に規定する政令で定める機械は、日本貨物鉄道株式会社が駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所におい</p>

て専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものの以外のもとする。

5 法附則第十二条の二の七第一項第四号に規定する政令で定める者は、委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるもの、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者で総務省令で定めるものとする。

6 法附則第十二条の二の七第一項第四号に規定する動力耕うん機その他の政令で定める機械は、農業又は林業の用に供する機械、農地の造成又は改良の業務の用に供する機械及び素材生産業の用に供する機械で、次に掲げるものとする。

一 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械

二 製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機

7 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）	セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのため
---------------------------	--

<p>下この項において同じ。）の掘</p>	<p>地熱資源開発事業</p>	<p>電気供給業</p>	<p>生コンクリート製造業</p>	
<p>鉞物（岩石及び砂利を含む。以</p>	<p>動力付試す機</p>	<p>1 汽力発電装置の助燃（軽油専 焼バーナー及び重油加熱バーナ ーによるものに限る。）の用途 2 ガスタービン発電装置の動力 源の用途</p>	<p>生コンクリート製造業を営む者（ 製造した生コンクリートを事業場 外において自ら運搬するものを除 く。）の事業場内において専ら骨 材の積卸しのために使用するフォ ークリフトその他これに類する機 械で、道路運送車両法第四条の規 定による登録を受けているもの以 外のものの動力源の用途</p>	<p>に使用するフォークリフトその他 これに類する機械で、道路運送車 両法第四条の規定による登録を受 けているもの以外のものの動力源 の用途</p>

採事業	とび・土工事業で総務省令で定めるもの	鉱さいバラス製造業	港湾運送業
<p>(砂利を洗浄する場所を含む。)</p> <p>内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械(道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。)</p> <p>の動力源の用途</p>	<p>とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械(カタピラを有しないもの又は道路運送車両法第四条の規定により登録を受けているものを除く。)</p> <p>の動力源の用途</p>	<p>鉱さいバラス製造業を営む者の事業場内において専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械(道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。)</p> <p>の動力源の用途</p>	<p>港湾において専ら港湾運送のため使用されるブルドーザーその他これに類する機械で、道路運送車</p>

	<p>両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
<p>倉庫業</p>	<p>倉庫業法第三条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
<p>鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業</p>	<p>駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む。）の車両への積み込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四</p>

	<p>条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p> <p>空港法第四条第一項各号に掲げる空港、同法第五条第一項に規定する地方管理空港その他の公共の飛行場で総務省令で定めるものにおいて専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
<p>航空運送サービス業で総務省令で定めるもの</p>	<p>廃棄物処理事業</p> <p>廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第三号に規定する埋立地をいう。）内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けてい</p>

<p>索道事業</p>	<p>堆肥製造業で総務省令で定めるもの</p>	<p>木材市場業で総務省令で定めるもの</p>	<p>木材加工業で総務省令で定めるもの</p>
<p>鉄道事業法第三十二条の規定によ</p>	<p>堆肥製造業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において、専ら堆肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法第四条の規定により登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は堆肥若しくはその原料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途</p>	<p>除く。）の動力源の用途</p>	<p>るものを除く。）の動力源の用途 木材加工業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定により登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>

る許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途

8 第四十三条の十五の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあるのは、「車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が平成三十年三月三十一日以後に到来する場合には、同日）」と読み替えるものとする。

9 第四十三条の十七の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の三十一第四項の規定による免除又は還付の手続について準用する。

10 第四十三条の四の規定は、法附則第十二条の二の七第四項の規定により読み替えて適用される法第四百四十四条の三第一項第三号に規定する法附則第十二条の二の七第一項に規定する軽油の引取りに係る軽油の譲渡をしようとする者について準用する。

11 法附則第十二条の二の七第六項に規定する政令で定める国際約束は、次のとおりとする。

一 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

二 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

11 法附則第十二条の二の七第六項に規定する政令で定めるものは、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定とする。